

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	電機工	フィリピン建設業許可証(PCAB)取得手続の厳格	・外資100%で工事請負ライセンス(PCAB)を取得する場合の条件である「払込資本金2000万ドル以上」が厳しすぎる。また外資40%以下の現法の場合でも、国際入札のプロジェクト用ライセンス発行に限られている。比国企業と同様の工事請負ライセンスの発行へ緩和すべき。 フィリピン建設業許可証(PCAB)につき、最近の外資規制の緩和に合わせ、外資100%であっても、すべての工事付き案件において、国内企業と同様に工事請負ライセンスを付与してほしい。	継続	・工事請負ライセンス(PCAB)の発行条件緩和。 ・PCAB取得資格の規制緩和。	
2	日機輸	フィリピン建設業許可証(PCAB)取得手続の厳格	・フィリピン建設業許可証(PCAB)につき、最近の外資規制の緩和に合わせ、外資100%であっても、すべての工事付き案件において、国内企業と同様に工事請負ライセンスを付与してほしい。	継続	・PCAB取得資格の規制緩和。	
3	日機輸	運転資金(Assigned Capital)規制	・先端技術を使用せず、50人以上の直接雇用をしない外国企業のフィリピン支店設立の際には200,000ドル相当以上の運転資金(Assigned Capital)が必要となる。	継続	・運転資金規制を撤廃していただきたい。	
4	日機輸	有価証券の預託規制	・外国企業がフィリピン支店を設立する場合、Securities and Exchange Commission(SEC)へ市場価値で500,000ペソ以上の有価証券を預託しなければならない。 また、本社の財務諸表の数値が要件を満たしていない場合、追加の預託が必要となる。	継続	・有価証券の預託制度を撤廃していただきたい。	
5	JEITA	PEZA内の資産移動の申請義務、手続の煩雑・遅延	・PEZA内での資産のやり取りに手続きが必要であり、そのリードタイムが2日程度かかる。 外部業者より貸し出し出された倉庫内で在庫を保管する場合、そこからの払い出しにはPEZAへの申請が必要である。そのため、一定の在庫を自社内で保管する必要があり、面積生産性の向上を妨げている。また、突発的なトラブルが夜間操業中に発生した場合、部資材の移動が行えず操業の妨げになるケースがある。	継続	・資産の移動申請の簡略化、廃止。	・Implementing Rules and Regulations, Rule X, section 3.Permits https://www.peza.gov.ph/implementing-rules-and-regulations
6	日機輸	PEZA企業物品持出・持込のオンラインシステムの未整備・非効率	・PEZA(フィリピン経済特区庁)が認定している企業の物品持出・持込の手続におけるオンラインシステムの導入が2023年下期より拡大しているが、計画性・一貫性に欠ける導入により次のような問題が発生している。 ①導入拡大においてシステムの仕様が定まっていないにもかかわらず、PEZA本庁から一方的な導入開始が宣言され、各PEZA認定企業が混乱した。 ②定期的にシステムトラブルが発生し、各PEZA認定企業が物品持出における伝票出力を行うことができず、数時間の納品停止/生産停止を招いている ③担保金(SuretyBond)を登録するプロセスに都度弁護士公証書類を提出するプロセスが追加されるなど却って効率が悪化している ④サプライヤーに返却するリターンブルボックスに対する手続きが定まっていないばかりか、工業団地ではPEZAからの一貫性のない指導が繰り返され、リターンブルボックスの返却を行うトラックがPEZAのガードにより止められるなど都度現場が混乱する	新規	・タイのBOI企業など同様のルール・手続は他国でもみられるものの、フィリピンの手続はあまりに複雑かつ稚拙であり、オンライン化したにも関わらず各PEZA認定企業が効率を下げるという逆転現象が発生している。 国際的な競争力を維持する観点でも、各PEZA認定企業の意見を汲んで計画性のある新規の導入・合理的な手続の再構築を行って頂きたい。	
7	JEITA	PEZA企業の優遇税制縮小	・CREATE法の改正に伴い、VATゼロレート適用に関するインセンティブが限定的となり、財・サービスの購入時にVAT支払が生じるようになった。特に輸出型ビジネスでは売上時にVATが受け取れず、正常なVAT還付制度が機能していない現状では実質的なコストとして認識せざるを得ない。この状況が継続されれば前述のインセンティブ享受期間終了後、VAT支払額が営業利益を上回る状況に陥り、フィリピンでのビジネス継続が不可能となる。	継続	・CREATE法の見直し。 ・VAT還付制度の健全化。	・CREATE法 RR21-2021 https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications/1/Full%20Text%20RR%202021/RR%20No.%2021-2021.pdf
8	日機輸	PEZA企業の優遇税制縮小	・CREATE(Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act-企業復興・税制優遇法)法案が承認された。CREATEは法人税が大幅に引き下げられる(法人所得税率が現在の30%から25%への即時引き下げ)一	継続	・経済区企業へのインセンティブの削減は、将来的には外資誘致の足枷になる可能性があり、移行期間終了後の新	・CREATE

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			方、経済区企業の既存インセンティブが削減された。		しいインセンティブを検討して欲しい。 ・また、PEZA企業が投資決定時にその条件としていた権利（インセンティブ）のはく奪・変更は、政府の信頼性を失うこととなり、外資誘致に負の影響をもたらす。	
9	日機輸	PEZA企業の優遇税制縮小	・CREATE法の制定と関連規則の改正により、VATゼロレートは、登録輸出企業の登録プロジェクトまたは活動に直接かつ独占的に使用される物品および/またはサービスの現地購入および輸入取引のみ適用されるようになった。 本法の一連の関連規制の改正により、エコゾーンに進出している多くの日系企業の事業活動に12%のVATが課され、事業を継続することが困難な状況に立たされている。 また、VAT還付を請求することは可能であるが、VAT還付制度は現在効果的に機能しておらず、実際には合理的なスケジュールで還付を受けることは非常に困難である。	継続	・本制度では、一般輸入企業へのメリット（VAT還付ポジションでなくなる）も有るため、CREATE法施行前の状態に戻ることが一概に正しいとは言えない。VAT還付請求が効果的に機能していないことが真の問題であり合理的なスケジュールでの還付を受けられるよう改善されることを要望して頂きたい。 ・また、PEZA企業が投資決定時にその条件としていた権利（インセンティブ）のはく奪・変更は、政府の信頼性を失うこととなり、外資誘致に負の影響をもたらすことをご理解頂きたい。	・CREATE
10	日商	PEZA企業の優遇税制縮小	・VATもそうであるが、CREATE法には曖昧な点があり、その解釈の違いにより管轄団体との折衝が必要となる事案が発生している。 また、PEZA権限の縮小により事態が複雑化している。（従来は認められていたインセンティブの存続範囲についての係争事案等）	変更	・PEZAインセンティブの保護、PEZAによるワンストップ管理に戻す。	
11	自動部品	CREATE法発布による課税リスク	・CREATE法適応によるPEZA及びBOI企業でのVAT課税額等の優遇処置が減少するリスク。	継続	・PEZA/BOI優遇処置の継続。 ・VATの適正かつ迅速な還付の実施。	
12	自動部品	PEZA優遇税制認可取消しリスク	・フィリピン子会社に対して財政インセンティブ審査委員会(FIRB)からPEZA(フィリピン経済特区庁)による優遇税制認可を取り消すとの通達あり。2021年4月Create法施行後、ルール改正に基づきPEZAはFIRBに優遇付与申請を行うべきであったが、PEZAからの申請未実施により発生。フィリピン政府機関間の連携不足が理由であり、FIRBへの再考申立書を提出。	新規		
13	製薬協	医薬品の価格抑制	・2020年にフィリピン政府よりExecutive Order No.104が通知され、133の医薬品が市場実勢価格から最大50%の強制的な価格引き下げの対象となった。2022年3月には、Executive Order No.155の発令に伴い、MDRP（Maximum Drug Retail Price：最大医薬品小売価格）制度の対象医薬品が拡大され、さらに204品目の医薬品に価格の上限が設定された。MDRP設定に対して事前に保健省と協議する場が設定されておらず、製薬企業の介入が困難である。 また保健省は、MDRPメカニズムを監督し、薬価を規制するDPRB（Drug Price Regulatory Board：薬価規制委員会）の設立に関する法案も提案している。	変更	・MDRP制度について透明性の高い価格決定プロセスの開示を求めるとともに、MDRPの対象薬に関して製薬業界や製薬企業と事前協議の場を設けて欲しい。	・Executive Order No.104
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	関税評価における設定単価	・フィリピン税関(BOC)が定める設定単価(Threshold Value)と比較して輸入価格(FOB)が下回った場合、輸入企業は関連書類の提出や説明、申告額の修正等を求められる。設定単価については、年に2回BOCが公表するMemorandumに記載される。2018年12月19日、最新のMemorandumが公表。HSコードベース196品目が対象製品。	継続		
2	日鉄連	付加価値税の	・入荷時、VAT12%支払(Invoice Amountベース)。	継続	・制度の撤廃。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		煩雑・過重負担と関税の精算	関税の精算(Invoice Amount/SGS'S Clean Report of Finding上のHome Consumption Value/輸出国における実際のHome Consumption Value (税関は主要国の価格リストを所有)の内、一番高いものをベースとして再度関税を計算、また入荷時の為替レートをファイナルとして再計算し差額を精算する)。			
3	日鉄連	付加価値税の煩雑・過重負担と関税の精算	・付加価値税(VAT)を徴収。税率は12% on Invoice Amount。 支払時期：貨物入着時 (Invoice Amountを入着時の為替レートでPESOに換算、その12%をPESOベースで支払う)。	継続	・制度の撤廃。	
4	自動部品	特惠関税適用の管理の困難	・原産地証明書 (COO) の要求が増加傾向。EPA管理品目が増えれば、定期的な原産確認の件数も増え、管理体制 (人員・システム化など) を見直す必要があると考えている。	変更	・解決済 (国際物流WGにて対応中)	
5	医機連	FTAオリジナル書類の送付	・FTAオリジナル書類の送付が必要。輸送金額、供給リードタイムの調整業務が発生。	継続	・電子化 (PDF) →日本と同ルール化。	
6	日商	輸出入手続きの煩雑	・海外からフィリピンへ新規鉱物を輸入する時に、PEZA(Philippine Economic Zone Authority)、内国歳入庁 (BIR : Bureau of Internal Revenue)、税関、環境天然資源省 (DENR : Department of Environment and Natural Resources)、場合によってはエネルギー省 (DOE : Department of Energy) の許可をそれぞれ取らないと行けず、手続きが煩雑且つ提出書類も多い上、時間がかかることで輸入を断念するケースがあった。	変更	・PEZA所属の企業にはその手続きの簡素化を要請したい。	
7	電機工	煩雑な輸出入通関手続き、脆弱な通関システム	・税関で多数の部門の承認手続きが必要で通関手続きが煩雑 (特に輸入通関) であるとともに、通関システムが脆弱でスローダウンしたり、完全にダウンしてしまうことが頻繁にあり、通関手続きに時間がかかる。このため予定していたスケジュールで部品の配送ができなくなることが多々ある。特にCOVID-19ロックダウン以降は、通関処理は税関職員の在宅によるオンライン処理へと変わり、通関に必要な時間がより一層長くなっている。以前の窓口での通関処理は標準リードタイムで1日で終了していたが、現状ではそれがマニラ北/南港で平均3日、パタガス港では平均2日掛かっており、中にはそれ以上の手番を要することもあり、生産上影響が出ている。	継続	・通関手続きを簡素化していただきたい。 ・また、サーバーを増強するなどして通関システムを改善していただきたい。 ・通関処理が在宅になるのは現状を考えると致し方ないと思うが、在宅勤務処理によるサービスの低下を防止し、以前通り1日で通関処理が完了できる仕組みを構築していただきたい。	
8	日機輸	オンライン輸入通関の未熟	・現在フィリピンで行われているオンライン輸入通関はパンデミック禍において導入が勧められたものだが、審査官がマニュアルで行う審査プロセスをオンラインワークフローシステムに置き換えたのみで、いわゆる日本のNACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) システムのようなロジックに基づく機械通関ではない。その結果、通関リードタイムが平均2日以上と、通関処理がシステム化された先進諸国 (日本やシンガポール等) と比較して余りに長い。 ※NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) は、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム	継続	・現行の通関手続は他国と比較しても競争力に欠けている。税関によるデジタル化の取組は評価するものの、より通関のスピードアップに踏み込んだデジタル化 (例えば日本のNACCSの移植等) を実現して頂きたい。	
9	日農工	輸入許可	・出荷時に物品の写真を求められる。	継続	・政府の指針等が具体的にあるか知りたい。	
10	日鉄連	L/C輸入制度	・鉄鋼製品に関し、フィリピンでは原則L/Cによる輸入で、輸入者はL/C開設時銀行に対し、 ①L/C開設申請書及びImport Declaration Formを提出。 ②L/C開設用Deposit支払 (輸入者の信用度によりDeposit金額は変わる)。 ③関税仮支払 (成約金額ベース。L/C開設時の仮為替レート使用)。	継続	・制度の撤廃。	
11	日鉄連	船積前検査義務	・2010年1月4日、行政命令(AO243-A)発効。コンテナ以外の貨物(Bulk,	継続	・制度の撤廃。	・行政命令(AO243-A)

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		務	Break-bulk cargo)には出港地での船積み前検査を行わなければならない。 -2010年5月12日、税関令公布。検査を受けていない貨物は揚げ地検査を行う等のハイリスク積荷に関する規程が盛り込まれ、運用が厳格化された。 -2014年5月、適用対象外となっていたコンテナ船に対する船積み前検査の導入を検討しているとの情報があり。 -2015年7月、フィリピン税関発行Custom Memorandum Order (CMO) NO.23-2015 (689KB)に基づき、Philippine Economic Zone Authority (PEZA)向けバルク、およびブレイクバルク貨物は船積み前検査の除外対象になった。 -2017年、CBW (Custom Bonded Warehouse)の日系企業が適用除外されていないため、対象企業がDTIに対応中。 -2019年10月、MOFの委員会であるCACSCで検討された結果、CBW企業をPEZA企業のように除外すること出来ないと判断された。		・CBW企業に対する除外認定。	・税関令(CMO18-2010)
12	医機連	ラベル規制	・国が定める特殊なラベル規制により生産工程に負荷が発生。効率悪化の原因。	新規	・ラベルで規制を行うことなく、登録手続きのみ実施へ変更をお願いしたい。	
13	日機輸	フィリピン向け貨物ラベルの厳格化	・2019年フィリピン税関の通達(CAO) NO.02-2019において、貨物ラベルへの必須記載項目として下記情報がアナウンスされたが、本通達の本格運用開始後にコロナ禍となったため税関職員による検査・確認が実施不可能となっていた。 コロナ禍の終息により現在は上記通達事項の運用が厳格化されたため、弊社フィリピン法人が中国サプライヤーからの輸入LCL貨物につき貨物ラベルに不具合(記載項目欠如)の指摘を受け荷受に非常に時間を要するなどの問題が発生している。 ラベル必須項目のうち特にINVOICE NO.の発番は、貨物準備と並行した作業である為、現在の時間軸では対応が厳しく、要求を満たす為にはリードタイムの引延しが必至である。 【BOC Current Requirement (November 2022)】 1. CONSIGNEE'S NAME: 2. CONSIGNEE'S ADDRESS: 3. SHIPPER'S NAME: 4. SHIPPER'S ADDRESS: 5. COUNTRY OF ORIGIN: 6. INVOICE NO.: 7. P.O NUMBER: 8. CARTON NO./PALLET NO.: 9. DESCRIPTION:	継続	・対応/要求事項に関するプライオリティを明確にして頂きたい。 【理由】 ①フルコンテナの海上貨物は、シールがされた状態で荷受人の軒先まで配送される等、税関が実質確認出来ない輸送経路がある。 ②ケースマークと重複する内容や、貨物確認に直接的には不要と思われる項目がある。 上記内容は、弊社フィリピン現法側でも、輸入業者を介して、貨物ラベル必須化要求範囲を確認中。	・フィリピン税関通達(CAO) NO.02-2019
14	電機工	危険品・ケミカル品輸入手続きのCAS番号要求	・フィリピンはケミカル品の輸入規制が厳しく、輸出時にSDSシートのみならず、そこに記載されないこともあるCAS番号の要求がある。 このCAS番号はメーカーで機密扱いとなっているものもあるため、それらの開示をするために守秘義務に関する契約や合意書をベンダーとかわす必要があり、さらにその要求が輸出車の当社ではなく、エンドユーザーのフィリピンの最終顧客に対して要求されるため、必要な納期までに間に合わないことも多い。この規制をせめて他国並みに緩和してもらいたい。CAS番号の開示を要求される国は中国を除くと他にあまりないと聞いている。	新規	・規制緩和してほしい(CAS番号を要求から外してほしい)。	
15	日機輸	中古輸入商用車の未規制	・当社が出資する子会社への影響。日本製がメインではあるが、安価な中古の輸入トラックが市場のMajorityを占有している。新車市場が年間1万台あるのに対し、輸入中古車市場は3万台前後と言われており、新車市場伸長の阻害要因となっている。 また、メーカー指導無しにフィリピンに到着してから、右ハンドル車は左ハンドルに改造され、安全性の問題もある。	継続	・アジアの他国(インド、タイ、ベトナム等)同様、またフィリピンでも乗用車同様、中古輸入車の輸入は安全性の面からも禁止とされるべき。	・Customs Act
16	電機工	不明瞭な配管の輸入規制	・2023年後半頃から言われるようになったが、鉄鋼製品、配線その他110品目に対して認証制度を適用することになり、その法律の施行が2024年の8月からとなる。すでに配管をフィリピンへ輸出する際に乙仲から指摘され始めたがその規制内容が不明瞭なため、今後出荷時に混乱することが想定され	新規	・明確なルール・適用開始時期などを示してほしい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			る。また、納期や価格にも影響が出てくると思われるがその影響の大きさが不明。			
17	医機連	輸出入ライセンス申請手続きの遅延	・弊社フィリピン支店は2023年よりシンガポール地域本社支店として始動。輸出入業の許可を必要とするが、この申請、承認までの期間が長すぎる。日本の場合、申請、承認までのプロセスが1か月もあれば整うのに対し、フィリピンは1年以上必要。現在、輸出入の申請中。	継続	・簡素化。	
18	日鉄連	輸入ライセンス(Automatic Import License)認定制度	・2014年2月10日、フィリピン国税庁(BIR)は、輸入関係業者の認定に関するガイドライン(RMO No.10-2014)を公布・発効し、全ての輸入関係業者はBIRによる認定が必要となった。	継続		・RMO NO. 10-2014
19	日機輸	コンテナの国内内陸輸送の制約	・コンテナを国内内陸輸送に活用することは各国において非常に一般的であるが、フィリピンにおいては工業団地PEZA(フィリピン経済区庁)の判断によってPEZA企業の国内内陸輸送が認められないケースがある。(黙認されているケースもある模様。)その理由をPEZAに問い質したところ、全ての海上コンテナは国際輸送においてのみ使われるべきであって、国内内陸輸送にコンテナが使われると保税資産であるPEZAの物品の国内流出が懸念されるので、コンテナシールによる封緘を行わないコンテナの国内内陸輸送は認めないという判断であった。この理屈はトラック輸送にも大いに当てはまる点で非常に疑問があり、結果的に国際輸送コンテナを国内輸送に再利用できず輸送効率が著しく下がっている。	継続	・コンテナの国内内陸輸送を認めて頂きたい。 ・条件付での認可、例えば所定の申請に基づいて内陸輸送を認めるといった場合においては、効率を意識したルール・手続を形成して頂きたい。	
20	日機輸	道路インフラの未整備	・頻発する道路渋滞による交通マヒで、社員が予定通り出社ができない、部品が予定通り搬入されないなどの問題が発生しており、計画通りの生産に支障をきたしている。特に遠距離から通勤する駐在員の通勤時間が道路渋滞により、片道3時間を越えることが頻発し、駐在員の心身に影響している。	継続	・フィリピン政府が進める「ビルド・ビルド・ビルド」計画により道路インフラの増強を図って頂いているのは理解し感謝する。しかし道路インフラが増強されていない場所では引き続き渋滞が発生している。また道路上の排水設備が不十分で豪雨時には道路が冠水し交通マヒが発生している。現在でも発生している道路渋滞の状況をきめ細かくモニターして頂き、効果的に道路インフラを増強して頂きたい。	
21	自動部品	港湾インフラの未整備	・マニラ港能力不足により慢性的混雑が継続。また、港へアクセスするための陸路も不足しており、生産停滞のリスクあり。	継続	・マニラ港能力増強。 ・交通インフラ整備。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	同一グループ企業間為替取引の困難	・現地通貨でのクロスボーダーのグループ内資金借入及び貸付が規制により認められていない。そのため、効率的なグループキャッシュマネジメントができない。外貨のグループ内貸付は中央銀行の許可事項となり、さらに実需原則に則ってレポート提出が求められるため手続きが煩雑である。	継続	・規制緩和と資金取引の自由化をして頂きたい。	・BSP(中央銀行)
2	日機輸	同一グループ企業間為替取引の困難	・現地通貨ペソ関連の為替取引については実需取引に限定されていることから、同一グループのシンガポール金融会社とのペソ関連為替取引が不可能である。	継続	・外国為替取引の自由化。	・BSP FX rule
5. 税制						
1	日商	租税条約の適用申請の煩雑・課税リスク	・日比租税条約適用(TTRA)申請に際しての必要書類が膨大であり(日本側の書類は原則すべて外務省のアポステイユが必要、など)、業務負荷が非常に高い。また、数年前の案件について、追加の書類提出を求められることが多く、課	継続	・必要書類の簡素化。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			税リスクがいつまでも付きまとう状況である。			
2	日機輸	租税条約の適用申請の困難	・日比租税条約12条において限度税率10%とされる使用料について、現地では国内法による税率で課税される。そのため、租税条約軽減にかかる申請（TTRA）をフィリピン内国歳入庁（BIR）へ申請するが、審査期間が非常に長期化している実情がある。またBIRの審査基準が明瞭ではなく、納税者にとっては予測検討が困難な状況が続いている。一方でRFCオプションを適用し、支払時に租税条約上の軽減税率にて源泉徴収した後BIRへFORM0901を申請することも可能となったが、申請が却下されれば納付不足分につきペナルティとともに納付する必要があり、当局による承認基準が明確化されるとともに整合性ある運用がなされない限り、納税者としてはRFC（Request for Confirmation）オプションの適用は躊躇せざるを得ない。	継続	・BIRによる審査期間の短縮化。 ・審査期限の設定。 ・承認基準の明確化と適正な運用を要望する。	・日比租税条約第12条 ・BIR通達 RMO(No.14-2021)
3	日機輸	外資優遇税制の不明確	・2022年2月に公表された歳入規則（No.24-2022）において、投資促進機関への登録事業に対し「直接的かつ限定的に使用」される物流（輸送費）は付加価値税（VAT）免税の対象であると明記された。しかしながら翌2023年の免税申請においてこれを否決される物流会社/港湾会社が多発した。これによりVAT課税された大手物流会社/港湾会社からフィリピン現地法人への請求にもVAT分が含まれるようになり、2023年1月から4月分までVAT分込みの支払いを大手物流会社/港湾会社に対して行った。その後4月末に公表された歳入規則では課税対象が清掃、警備、金融、コンサル、マーケティング、人事・法務・会計などの管理業務に限定されたため再度大手物流会社/港湾会社は非課税の扱いとなり、フィリピン現地法人への請求からもVAT分が除外された。このように企業復興税優遇法（CREATE）発効依頼、VATをめぐる対応は二転三転している。2022年2月の歳入規則があるのにも関わらず免税申請を否決した判断根拠や一度否決された企業のその後の処遇などVAT課税をめぐる対応は不明瞭な部分が数多く残っている。	継続	・VAT課税をめぐる不明瞭さの解消と速やかな還付を実施して頂きたい。	・共和国法第11534号 (CREATE法)
4	日機輸	外資優遇税制の不明確	・昨年提起した問題点（商社が取引先から部品等を購入する際に付加価値税（VAT）を課税され、その後フィリピン現地法人が商社から購入する際に価格にその課税分が上乗せされている）については2023年2月に出された通達により、商社に関しては、一定の要件を満たせば輸出型企業に該当するとされ、登録プロジェクトに直接的かつ限定的に使用される国内購入はVATゼロレートが適用されると明確になった。これにより、フィリピン現地法人が商社から購入している部品等への課税分請求も2023年3月以降はされなくなった。既請求分の還付は現段階ではされていない。	継続	・VAT課税をめぐる不明瞭さの解消と速やかな還付を実施して頂きたい。	・共和国法第11534号 (CREATE法)
5	電機工	RE企業プロジェクトへのVAT免除の不適用	・フィリピンエネルギー省（DOE）にRE企業として登録済の独立発電事業者（IPP）がプロジェクトを実施する場合、そのIPPに対してはVATが免除（zero rated VAT）される。しかし、そのプロジェクトの契約者たちにはVAT免除が適用されないため、ベンダーから上がってきたinput VATを当社は客先であるIPPにOutput VATとして出せない。	継続	・REプロジェクトのコントラクターに対しても、IPPと同様のZero rated VATを適用していただきたい。	・Republic Act No. 9513 or Renewable Energy Act of 2008.
6	日機輸	税制全般の不透明	・交換公文にて免税が謳われている法人税及び日本人個人所得税に関し、免税適用に係わるルールが明確になっておらず、日本企業に納税負担が生じている事例がある。	継続	・免税適用に関する明確なルールを作成し、通達等で周知徹底を図って頂きたい。	・交換公文（Exchange Note）
7	日商	付加価値税の課税区分の煩雑、還付率の低さ	・改善の兆しがみられるが、CREATE法（企業復興・税制優遇法：Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act）の施行以降、課税区分の煩雑さ、還付率の低さなどの問題点が目立つ。	変更	・足元では、納税簡易化法（EOPT：Ease of Paying Taxes Act）（RA11976）の着実な実施をお願いしたい。	
8	日機輸	付加価値税の還付遅延・未還付	・VAT（付加価値税）につき、還付ポジションになっている場合、税法上は本来還付されるはずであるが、内国歳入庁（BIR：Bureau of Internal Revenue）から還付を受けることが著しく困難な状況が続いている。2018年に新しいVAT還付ルールが設けられたものの、現時点で適切に運用されて	継続	・VAT還付ルールが適切に運用されることは、当地で企業が安心して商取引を行うことが出来るために非常に重要な事項であるので、適切に運用される	・National Internal Revenue Code Sec.112

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			いるとは言い難い状況。		ように強く働きかけをしていただきたい。	
9	電機工	付加価値税の還付遅延・未還付	・現地法人がVATの還付を行う際、1年程度で完了するインドネシアなどに比べてフィリピンは10年たっても還付完了しないプロジェクトがある。その手続きも、判断についても非常にグレーであり煩雑。否認されてもその理由が良くわからないことが多いため、そのリスク回避のためコストがかかり、価格競争力が著しく落ちる。	継続	・VAT還付を迅速に行ってほしい。 ・還付に関するガイドラインを明確にしてほしい。どのような場合に否認されるのかという基準をクリアに示してほしい。	・ Republic Act No.10963
10	自動部品	恣意的な税務調査・否認・追徴課税	・税務局の独自判断による不合理な課税通知が増加。一方的に経費の根拠が不十分とし、その経費の損金否認など合理性を欠いた指摘。	継続	・解釈の統一。 ・適切な課税判断。	
11	日商	恣意的な税務調査・否認・追徴課税	・フィリピン内国歳入庁（BIR : Bureau of Internal Revenue）による税務調査が数年に一度実施されるが、内容を良く確認せずに指摘できる可能性があるもの全てを指摘事項として挙げてきている印象。 こちら側の反論回答は考慮されず、想定を大幅に上回る額の税金支払いを求められる。ただ、最後は追徴金額の交渉になり合意した追徴額に合わせて指摘内容を調整して税務調査を終える。 毎年税務調査チームに徴収予算が組まれていて、それが年々目標が高くなるらしく前回の税務調査の時の追徴額を下回することはほぼないと聞いている。	継続	・明確な基準で納得感のある税務調査を要望する。	
12	日商	恣意的な税務調査・否認・追徴課税	・根拠のない一方的なやり方で税務調査が進捗するケースが殆ど。法外な課税を防ぐためには、法律により定められたタイムラインで膨大な書類準備・送付が必要となり、業務負荷が非常に大きい。	継続	・正しい知識と法令に基づく税務調査官の対応を徹底して頂きたい。	
13	日商	CREATE法施行後の頻繁な法改正・提出書類の変更	・2021年税制改革法（CREATE法）施行後、「何度と無く法改正及びその法律に基づく提出書類の追加及び書式変更がなされている」と関係部署から報告を受けている。それにより、他の事務業務が停滞し残業が生じている。この問題が解決するまでは残業の他、新規採用を試みているが解決していない。 この担当部署の人員比率が著しく高くなるのは経営を圧迫する事につながる。よって早期の解決を願っている。	継続	・法整備の見直し・整備の早期実行。	・ CREATE法
14	日商	超過剰余金規制の残存	・CREATE法により税法上の利益剰余金規制がなくなったものの、SEC（超過剰余金規制）の規制は未だに継続している。	継続	・利益剰余金規制の廃止を要望する。	・会社法43条
15	日機輸	法人税前払いとしての拡大源泉税支払い	・フィリピンでは、拡大源泉税（EWT）として、納税トップ2万社または高額納税者から国内業者に対する物品・サービスの対価支払いに対して、法人税の前払いとして、源泉課税されてしまう（物品は1%、サービスは2%）。このため、キャッシュフローに大きな影響を与え、さらに還付を受けるまでに広範な書類が求められたり、調査が入ったりと時間がかかる。	継続	・多額な資金負担となるため、制度を撤廃して頂きたい。 もしくは還付プロセスを緩和頂きたい。	・拡大源泉税
6. 雇用						
1	日機輸	派遣業務の一律禁止、及び業務委託可能な業務の制限	・派遣業務が一律禁止されており、また業務委託できる範囲が制限されている（例えば正社員が行っている業務は業務委託できない）。	継続	・派遣業務の解禁、業務委託可能な範囲の拡大、罰則等について、制度を見直して頂きたい。	・労働法106-109条
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	商標権利維持の手続きの煩雑性	・約2、3年おきの頻度で商標使用宣誓書を行わなければ権利を維持できず、期限管理や手続きが煩雑。	新規	・使用主義的制度の変更。	
2	日機輸	司法制度運用の未整備	・模倣品に対し、意匠権の権利行使を行うものの、1審が出るまでに約3年、上級審に進むとさらに時間がかかり、裁判係属中に意匠権が満了する事態と	継続	・裁判遅延の原因解消と、権利者に不利益のない制度立案を要望する。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			なり、模倣品業者の時間稼ぎにしかっていない現状がある模様。			
3	日機輸	拒絶査定時の分割出願不可	・規則611には、出願人は、特許出願が取り下げられる、放棄される又は特許付与される前に係属出願について分割出願を行うことができると記載されており、拒絶査定時は、審判請求しなければ出願人は分割出願することができない。そのため出願人が意図する請求項で特許を取得する機会が少ない。	継続	・拒絶査定時に分割出願できるようにして頂きたい。	・フィリピン知的財産規則611
4	日機輸	特異な図面余白の書式指定	・図面余白について特有の書式があり、他国とは別に図面を用意する必要がある。	継続	・他国と図面の書式を一致させて頂きたい。	
5	日機輸	コンピュータ・プログラムの不特許事由	・現行の法制度ではコンピュータ・プログラムは不特許事由である。	継続	・コンピュータ・プログラムを保護対象にして頂きたい。	・特許法22条
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日鉄連	PNS強制規格取得義務	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年6月、フィリピン貿易産業省は、亜鉛めっき鋼管、異形棒鋼、等辺山形鋼、棒鋼のフィリピン国家規格 (PNS) 取得を義務付け。 →2010年7月、冷延鋼板類へのPNS規格取得を義務付ける予定であったが、国内外からの反対により、同鋼板類への強制規格化は撤回され、任意規格制度に止まることとなった。 →2015年7月、DTIがDAO15-01 を官報告示し、亜鉛めっき鋼板を強制規格対象から除外。Annex1にラベル表示として求められる情報(板厚、板幅、製造年月日、用途等)を規定。 →2019年8月、表処・GIの屋根材のPNS規格のドラフトを公示。 →2019年12月、対象を一般用途に拡大し、表処・GIに対するPNS規格ドラフト第2版を公示。 →2021年1月、対象を「屋根材用・一般用途向け」とし、DAOを公示。これにより表面処理鋼板・GI材のPNS規格取得を義務付け。公示から60日間は移行期間となっている。 →2021年5月、DTI/BPSがMemorandum Circular No. 21-13, Series of 2021「Amendatory and Supplemental Guidelines for the Implementation of DAO 20-10, Series of 2020」(以下、補足的ガイドライン)を公示。署名日は2021年4月16日。DAO 20-10の対象範囲を更に詳しく規定するとともに、自動車、電機・電子等の用途向けの適用除外品に対する2回目以降の製品検査の免除などを規定した。 →2021年5月、Pasig市のRegional Trial CourtでDAO 20-10の施行停止の仮決定が出された。それを受け、6月4日付けで税関より今後最終決定が出るまでBPSの強制規格の手続きを経る必要がないとの回覧文書が発出されている。 →2023年12月、Memorandum Circular23-07に基づき、生産者に対し、黒色縦型溶接軽量鋼管のPSマーク取得を義務付け。 	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・強制規格の対象品種について、制度の撤廃、手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。 ・強制規格の対象品種、手続きの明確化、フィリピン国内で生産不可能な製品に対する除外(パブコメ提出済)。 ・PNS/CBW企業に対する適用除外の明確化、除外手続き運用の詳細開示。 	
2	医機連	医療機器規制の運用の不透明	・フィリピンの医療機器規制について運用実態が不透明な部分がある。フィリピンFDAに弊社商品のライセンス更新資料を期限までに提出したが、当局のレビューに1年以上かかっており、未だにライセンス更新の正式連絡を受けていない。	新規	・承認プロセスの早期化、承認日目の提示など改善頂きたい。	
3	製薬協	医薬品登録・変更・更新申請プロセスの遅延及び非承認	<ul style="list-style-type: none"> ・COVID-19の発生以降、あらゆる申請(登録・変更・許可更新)がスムーズに審査-承認されておらず、(日系企業ではないが)変更申請の承認が1年以上を要する場合には欠品といった事例もでていたが、COVID-19パンデミックの落ち着きと共に改善が見られている。 2022年6月には簡略審査制度 (Order 2020-0045) の運用のためのFDA Circularが発出され、日本も参照国に含められた。当該Circularはフィリピン医薬品・健康管理協会(PHAP)等の業界要望も踏まえたドラフトからの大幅な改善も認められ、今後の早期承認及び審査の予見性に寄与することが期待される。 ただし、当局相談制度やpre NDA meetingなどの制度が無く、当局から申請資料提出前の事前のフィードバックが得られる機会がないことや、定期的に 	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・業界の要望を踏まえた簡略審査制度に関する運用ガイドライン発出を望むとともに、審査委員の増員、審査プロセスの透明化並びに申請前相談を受け付けるなど当局とのコミュニケーション体制の構築を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・FDA Circular No.2022-004 Implementing Guidelines on the Abridged and Verification Review Pathways for New Drug Registration Applications in accordance with Administrative Order No. 2020-0045 "Establishing Facilitated Registration

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			Citizen Charterの改訂版（最新版は2022年3月）が発出されレビュータイムラインが示されてはいるものの、審査遅延のリスクが存在するといった課題が存在する。			Pathways for Drug Products including Vaccines and Biologicals” https://www.fda.gov.ph/wp-content/uploads/2022/04/FDA-Citizen_s-Charter-CDRR_Revised-28Mar2022.pdf
99. その他						
1	日機輸	外資企業による土地所有制限	・外資企業（40%超株式保有）の土地保有規制がある。当社が20%保有するトラック・バス製造会社と同社の子会社の所在敷地の土地保有ができないため、賃借料が足枷となり価格競争力、若しくは収益力が地場競合各社と比べて劣る。	継続	・同制度の撤廃。	・ Foreign Investment Act
2	自動部品	外資企業による土地保有制限	・土地保有はフィリピン人60%以上の出資法人に限られる。	継続	・土地保有制限の緩和。	
3	日機輸	電力供給の不安定	・フィリピンにおける電力インフラが整っておらず、特にルソン島で行っており、発電所の整備が不十分で停電が発生した。	新規	・主要な工業団地のある地域（バタンガス）について、早期に需要に見合った発電能力増強を実施して頂きたい。	
4	日商	電力料金の高騰	・当社は電力を多く使用する事業を行っておりコストの大きな割合を占めている。恒常的に電力代は高いが特に2022年度は電力単価が異常高騰をして大きなコスト増を強いられた。	継続	・安定した電力単価で電力を供給してほしい。	
5	自動部品	火山噴火リスク	・マニラ国際空港から60kmの地点に活火山があり、AIR便キャンセルによる出荷停止、降灰による健康影響配慮のため、稼働停止となるリスクあり。	継続	・安全・復旧対策整備。	

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。